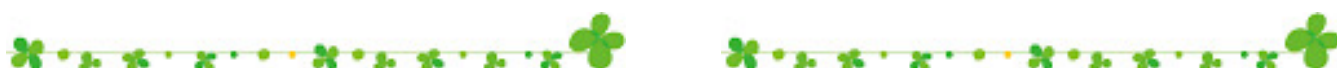


大都市東京の特性をふまえた 災害時における要配慮者のニーズと 支援対策に関する区市町村アンケート

○●○○● 調査結果 ○●○○●

平成 29 年 2 月 7 日現在



目 次

□調査実施のあらまし	2
□調査結果のあらまし	4
□調査結果	8
1 東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のリスクと供給体制の課題	8
2 災害時における要配慮者への支援体制の確保	14
3 都内における福祉避難所の整備状況	20
4 福祉避難所以外による要配慮者支援対策	24
□集計結果	28



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

つなげる笑顔のかけ橋

(「災害に強い福祉」推進プロジェクト)

□調査実施のあらまし

- (1) 調査目的 本調査では、身近な区市町村でお考えの災害時における要配慮者のニーズとそれに対する対応方策の工夫や課題を明らかにすることで、大都市東京において災害時に想定されるリスクを未然に防ぐ地域の取組みを推進する一助にさせていただくことを目的としています。
- (2) 調査時期 平成 28 年 9 月 1 日～9 月 30 日
- (3) 調査対象 東京都内区市町村要配慮者対策に関する主管課 62 か所
- (4) 実施方法 郵送による送付、郵送による回収
- (5) 回答状況 58/62 か所
区部（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区）
市部（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市）
町村部（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、青ヶ島村、小笠原村）
- (6) 調査項目
- 1 災害時において区市町村の要配慮者に生じるリスク、福祉サービスの供給体制や支援対策の全体像について
- ①要配慮者への支援対策に関する課・係、②要配慮者対策班の設置の有無、③要配慮対策班の体制や内容、④要配慮者対策のための連携協議会の設置の有無とメンバー、⑤要配慮者対策の対象者、⑥ 要配慮者に想定されるリスク、⑦要配慮者の避難生活のイメージとそれに伴う課題、⑧福祉サービスの供給体制の確保をめぐる課題やリスク、⑨福祉サービスの供給体制を維持・確保するための計画・工夫、⑩福祉施設の被災状況について情報集約のための仕組み・工夫、⑪福祉サービスの供給体制の維持・確保、要配慮者支援のための協定、⑫災害に備えた要配慮者支援に関する訓練、⑬要配慮者への支援について民間支援団体に期待すること
- 2 福祉避難所の整備状況
- ⑭福祉避難所数を位置づけているかどうか、⑮福祉避難所数、⑯福祉避難所を整備する数の決め方、⑰福祉避難所の対象者の属性や特性に配慮した工夫、⑱福祉避難所設置・運営の際の役割分担、⑲福祉避難所の設置・運営のためにあらかじめ行っていること、⑳周知のための

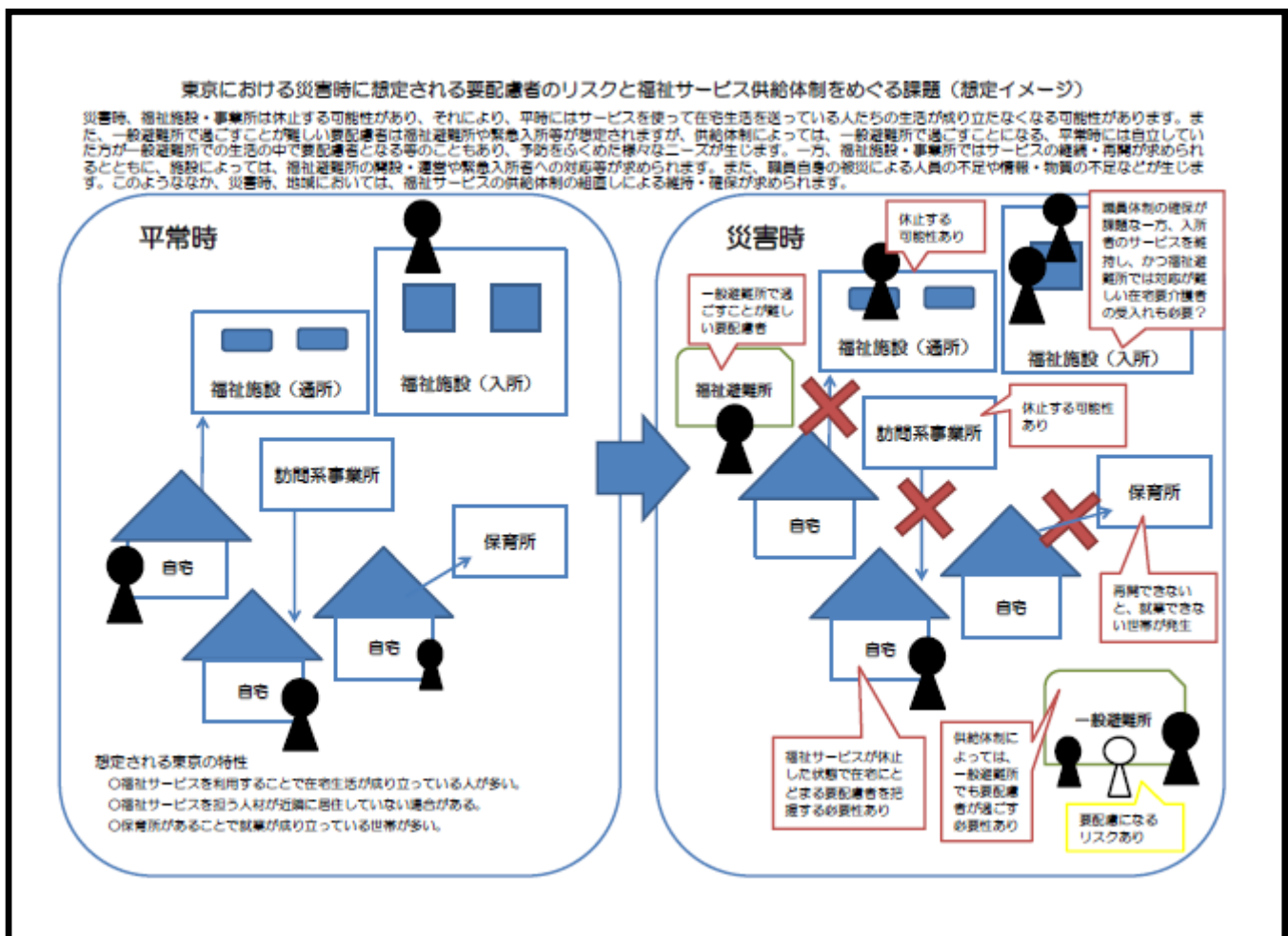
工夫

3 福祉避難所以外による要配慮者対策

②福祉避難所以外の要配慮者対策として想定される担い手、②一般避難所における要配慮者支援として予め行っていること、③一般避難所における要配慮者支援の工夫、④在宅避難等の要配慮者への支援の工夫、⑤あらかじめ想定していない場所に要配慮者が集まってきた場合の課題

4 その他

⑥要配慮者支援の課題や工夫、⑦東京都域の広域における取組みや民間福祉活動等に期待することや要望



□調査結果のあらまし

1

東京の特性をふまえた 災害時における要配慮者のリスクと供給体制の課題（8ページ～）

ポイント1

<応急期・復旧期の要配慮者のリスクと供給体制の課題（8～11ページ）>

在宅サービスを利用することで生活が成り立っている要配慮者が多く、それらが休止すると需要の増大が予測される。その一方で、入所施設の受け皿に限りがあり、職員の参集や人的体制の確保に課題。

特に区部では、8割の区が「一般に想定される災害時の要配慮者と異なるリスクがある」。

東京の要配慮者の特性

- (1)ひとり暮らしや日中独居の高齢者が多い。
- (2)在宅で生活する要配慮者そのものが多い。
- (3)地域とのつながりが薄い。
- (4)在宅サービスを利用することで生活が成り立っている人が多い。

災害時の供給体制の課題

- (1)福祉施設の近隣に居住する職員が少なく、参集できる人材が不足する。
- (2)入所機能をもつ施設が少なく満床で、緊急受け入れに限りがある。
- (3)在宅サービスが休止し、再開に時間を要する。

ポイント2

<軽度・重度の要配慮者の避難生活イメージ（12～13ページ）>

緊急入所や福祉避難所の受け皿に限りがあり災害時の人材確保に課題
⇒①軽度者対応のための「一般避難所の要配慮者支援」「在宅避難の要配慮者支援」「在宅サービスの早期再開」が必要
②重度者対応のための「福祉避難所等の人的体制の確保」「被災地外との広域調整」が必要

軽度の要配慮者の避難生活イメージ

- (1)一般避難所に設ける要配慮者スペース
- (2)一般避難所での生活の長期化
- (3)一般避難所での生活が難しく在宅避難

重度の要配慮者の避難生活イメージ

- (1)在宅サービスが休止すると緊急入所
- (2)家族がいる場合には福祉避難所
- (3)在宅や一般避難所にとどまる場合も

一般避難所における介助体制、健康管理・生活支援、在宅避難所への支援が課題

福祉避難所の人的体制、緊急を要する要配慮者への支援の調整機能が課題

2

災害時における 要配慮者への支援体制の確保（14頁～）

ポイント3

<福祉施設・事業所の被災状況の把握（14頁）>

民間福祉施設の被災状況の確認は、福祉避難所の協定施設のみが多い

「福祉避難所の協定を結んでいる民間福祉施設には防災無線を配備」などの区市町村が多く、民間福祉施設の被災状況を把握するしくみがなく、所管課ごとによる確認が想定される。

そうした中での工夫例…

「市内介護保険事業所との間で情報伝達体制のマニュアルを作成し、年に一回訓練している。集約した情報を取りまとめ、『市内活動可能事業所情報』を地域包括支援センターに提供する」（町田市）といった取組みもみられる。

ポイント4

<供給体制を確保するための工夫（15頁）>

災害時の人的な供給体制の確保については、多くの区市町村が有効な方策はこれからの課題。自治体を越えた調整への期待も大きい

災害時の人的な供給体制の確保については、7割の区市町村が「現時点で有効な方策がない」。

そうした中での工夫例…

「区として事業者連絡会によるBCP作成を支援」と「福祉避難所となる施設の近隣に住む職員の家賃を補助」（文京区）、「介護事業者連絡会と協定を結び、一般避難所で訪問看護、訪問介護、訪問入浴介護を提供」（世田谷区）などの取組みもみられる。

ポイント5

<災害時に備えた要配慮者支援のための訓練の実施（18頁）>

訓練は、福祉避難所の開設・運営訓練、在宅避難者の安否確認の訓練を実施する区市町村が徐々に増えている。一般避難所における要配慮者スペースを確保する訓練もみられる。

ポイント6

<災害時の要配慮者支援におけるNPO・NGOへの期待（19頁）>

NPO・NGOの専門的なスキルに対して、8割の区市町村が「福祉避難所等への災害時における人的体制への支援」、半数の区市町村が「ケアではなくコミュニケーションに課題のある要配慮者への支援」「広域避難の支援」「情報提供」「安否確認」「物資支援」など多岐にわたる期待。

3

都内における 福祉避難所の整備状況（20ページ～）

ポイント7

<福祉避難所の整備目標の算出／福祉避難所の整備状況（20～21ページ）>

回答のあった平成28年9月現在の整備数1,299か所のうち、半数が高齢者福祉施設、2割が障害者福祉施設、1割が児童福祉施設。需要に合わせた整備よりも、協力が得られる施設等に依頼して整備。

想定する要配慮者の避難者数から整備目標を設定している区市町村は5つに止まり、多くは不足が見込まれる中でできるだけ多く協力が得られる施設等に依頼して供給量を確保

東京においては、「福祉避難所の整備」だけでは要配慮者支援は厳しく、「事業所の早期再開」「一般避難所や在宅における要配慮者支援」「被災地外との広域避難の調整」を検討していく必要があると考えられる。

ポイント8

<対象を特化した福祉避難所（21ページ）>

高齢者と障害者でそれぞれに福祉避難所を整備するほか、対象の特性に配慮した妊産婦・乳幼児、障害種別ごと、発達障害者専用、在宅医療が必要な方の福祉避難所の取組み例もみられた。

工夫例…

「区内の女子大学に『妊産婦・乳幼児救護所』（文京区）、「乳幼児用に保育所を福祉救援センター（地域防災計画（平成28年修正）で改正予定」（豊島区）、「妊産婦救護所」（北区）、「保育所は乳幼児用」（立川市）、「障害種別に応じた福祉避難所、私立学校の教室を発達障害者専用確保、在宅医療が必要な方の福祉避難所」（国立市）、「知的障害者専用の福祉避難所」（東大和市）など

ポイント9

<福祉避難所の設置・運営に関する役割分担（22ページ）>

区市町村は「避難者の調整」「必要な物資の提供」、福祉施設が「スペースの提供」が基本。「介護・見守り」は施設または家族介護者のどちらか。「介護・見守り」「専門職ボランティアの手配」「日常生活支援」の担い手は、それぞれ2～3割の区市町村が役割分担はこれから。

ポイント10

<福祉避難所の設置・運営に備えて、あらかじめ行っていること（23ページ）>

3割の区市町村が福祉避難所の設置・運営のための「訓練」「マニュアル」づくりを実施している。

その他の工夫例…

「福祉避難所の人材確保、避難者の判定方法について検討会（WG）を設置して取組み方策を検討（文京区）

4

福祉避難所以外による
要配慮者支援対策（24頁～）

ポイント11

<一般避難所における要配慮者支援対策（24～25頁）>

福祉避難所以外による対策では、「一般避難所における対応」が中心で半数の区市町村が「（一般避難所における要配慮者対応の）マニュアルを作成」。

そうした中での工夫例…

「要配慮者優先居室や乳幼児・妊産婦優先居室、外国人避難者のための通訳ボランティア」（中央区）、「小中学校1階の保健室や障害者トイレに近い場所を優先的に割り当て」（文京区）、「指定避難所で要配慮者に配慮したスペースの確保と食事の提供。社協がニーズ把握とボランティア派遣、ふれあいサロンの設置」（墨田区）、「言葉が不自由な方の意思疎通を支えるコミュニケーションボード、外国人向けに職員・語学ボランティアを巡回」（大田区）、「介護サービス事業者による介護サービス提供の協定」（世田谷区）、「簡易ベッド、車いす、杖、簡易トイレの確保。生活支援のためのボランティア派遣。手話通訳、ボランティアによる情報提供」（八王子市）、「おかゆ缶等。福祉避難室の開設」（武蔵野市）、「一般避難所に身近な福祉避難所」（小金井市）、「要配慮者用のスペース（おもいやりスペース）」（日野市）など

ポイント12

<在宅避難における要配慮者支援対策（26～27頁）>

在宅避難の要配慮者支援の取組みは「避難行動要支援者名簿」による安否確認の延長での取組みが多い。個別計画の作成をすすめる取組みや、専門職が平時から把握する中でリスクのある要配慮者への支援のしくみを設ける取組みもみられる。

そうした中での工夫例…

「区内のモデル地区を5団体選定し、個別計画作成をすすめている。その取組みを手引き・マニュアルにまとめる」（品川区）、「震災救援所運営連絡会が安否確認チェックシートで、安否確認とニーズの聞き取りを行い、必要な支援を記載する」（杉並区）、「登録者について民生委員の個別計画を作成しているが、27年度から登録者のケアマネジャーや障害者相談支援事業者が個別計画を作成する方法に変更」（杉並区）、「自主防災組織が3日以内に安否確認を行った上、保健師による巡回健康指導を計画」（北区）、「地域の高齢者相談センターや民間介護事業所と連携して、災害時の安否確認体制を整えている」（練馬区）、「災害時避難行動要支援者名簿に記載がなく、保健師等の専門職が把握して特に生命の安否確認が必要な人について『災害時保健援護者リスト』を作成し、専門職で構成されるチームが優先順位の高い順に安否確認する災害時保健活動マニュアルを平成27年12月に作成」（小金井市）

東京の特性をふまえた 災害時における 要配慮者のリスクと供給体制の課題

<応急期の要配慮者に想定されるリスク>

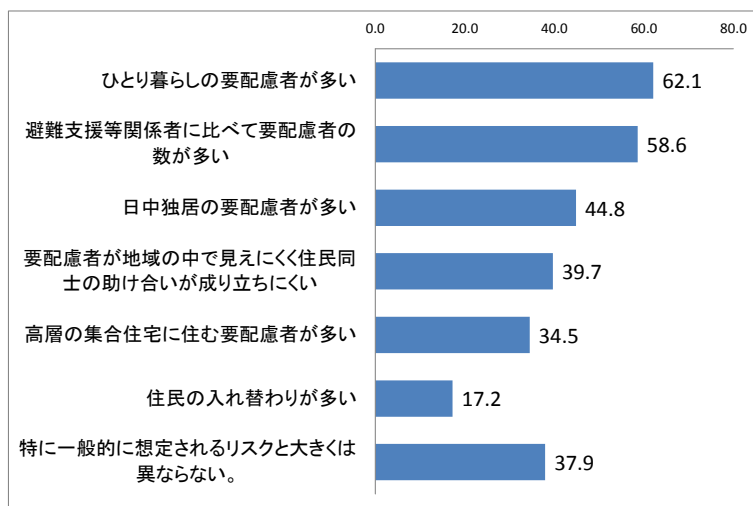
1 在宅で生活していて家族のいない要配慮者が多く、応急期の避難誘導に課題

東京の災害時の要配慮者のリスクには特性があるといえ、区部では8割近くの区が一般に想定される災害時の要配慮者のリスクとは異なるリスクが存在すると回答。応急期の避難誘導では「ひとり暮らしの要配慮者が多い」「要配慮者そのものの数が多い」「日中独居の要配慮者が多い」「要配慮者が地域で見えにくく、住民の助け合いが成り立ちにくい」などのリスクを区市町村は想定している。

災害発生後 72 時間以内の応急期の避難誘導における要配慮者のリスクには、「ひとり暮らしの要配慮者が多い」(62.1%)、「要配慮者そのものの数が多い」(58.8%) の2つを都内の半数以上の区市町村が課題として挙げています。

図1 応急期の要配慮者のリスク

(単位：%)



これを区部に限ってみると、「特に一般的に想定されるリスクと大きくは異なる」は全体より下がって 22.7% に止まり、「要配慮者そのものの数が多い」(81.8%)、「ひとり暮らしの要配慮者が多い」(77.3%)、「要配慮者が地域で見えにくく、住民同士の助け合いが成り立ちにくい」(68.2%)、「日中独居の要配慮者が多い」(59.1%)、「高層の集合住宅に住む要配慮者が多い」(54.5%) の5つを半数の区がリスクに挙げています。

東京には、一般的に想定される災害時の要配慮者のリスクと異なる特性があるといえます。

表1 各区市町村の特性をふまえた応急期の要配慮者のリスク (主な回答)

- 地域のつながりが少なく、高層住宅等はオートロックなどもあり支援が困難なことが想定される。
- マンション等の建設が増え、新規住民が増え、町会・自治会等との関係が築きにくい。
- 臨海部にあるため、津波や川の増水等により要配慮者の避難にリスクがある。
- 木造住宅の密集地や狭隘道路が多く、地震発生時の迅速な避難への支援が課題になる。
- 近所関係が希薄で、地域で要配慮者を避難誘導することが難しい。
- 日本語で意思疎通を図ることが困難な外国人の避難誘導が難しい。
- 都営住宅などに独居高齢者が多く、避難所までの誘導が困難な可能性がある。
- 河川流域の浸水想定区域内の要配慮者に短時間で避難情報を伝達し、避難支援することが難しい。

<復旧期の要配慮者に想定されるリスク>

2

「在宅サービス」が休止し再開が遅れた場合、復旧期の需要が増大する

在宅で福祉サービスを利用して生活している要配慮者が多い一方で、「入所機能の不足」「在宅サービスの休止」を半数の区市町村がリスクに挙げており、復旧期の要配慮者の避難生活への支障が想定される。震災関連死のリスク、医療行為を必要とする要配慮者への対応、外国人への対応なども指摘されている。

災害発生から4日目以降の復旧期の避難生活における要配慮者のリスクには、「入所施設が満床で重度の要配慮者の緊急受入れが難しい」(55.2%)、「通所施設や訪問系事業所等を利用して在宅生活が成り立っている要配慮者が多く、サービスが休止すると一般避難所や在宅での避難生活が成り立たない」(50.0%)の2つを都内の半数以上の区市町村が課題に挙げています。区部では特に「入所施設が満床で重度の要配慮者の緊急受入れが難しい」は72.7%の区が挙げています。「特に一般的に想定されるリスクと大きくは異なる」は区部では27.3%です。

東京では、福祉サービスを利用することで在宅生活が成り立っている要配慮者の数が多く、平常時に成り立っている需要と供給のバランスが崩れると、復旧期における要配慮者の避難生活に大きな課題が生じることが想定されます。増大する需要に対していかに供給力を確保できるかが課題とされています。また、医療を必要とする要配慮者の課題も指摘されています。

図2 復旧期の要配慮者のリスク

(単位：%)

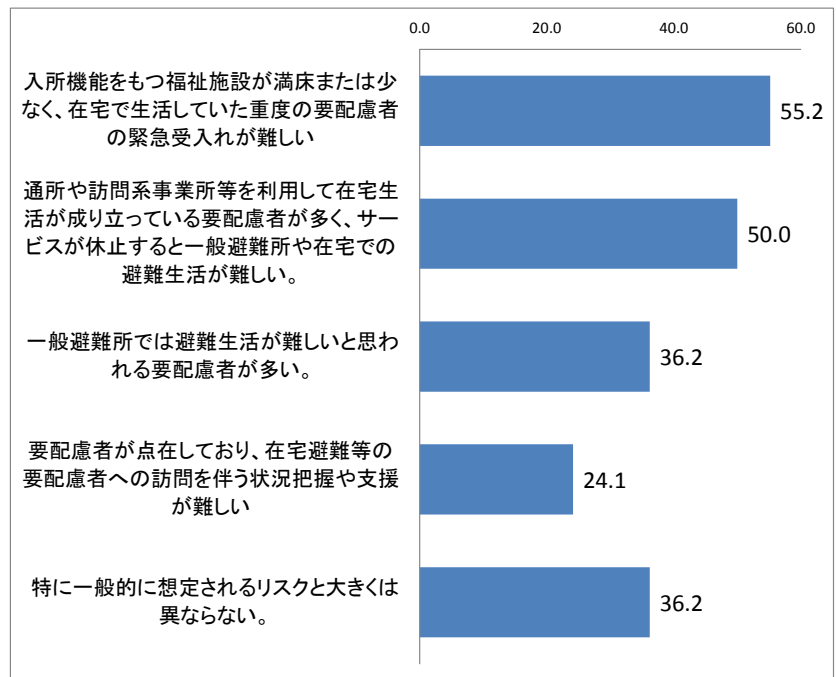


表2 各区市町村の特性をふまえた復旧期の要配慮者のリスク (主な回答)

- ペンシルタイプのビルに独居する高齢者が電気の供給が止まり、取り残される。
- 避難行動支援者の人数に対して、福祉避難所の受入れ人数が不足している。
- 緊急入所できる施設の数が少ない。
- 災害時に介護人材の不足から、発災後の要配慮者の震災関連死のリスクが高い。
- 透析患者や特別な配慮を必要とする要配慮者への具体的な支援体制が不十分である。
- 日本語で意思疎通を図ることが困難な外国人の避難所での支援に限界がある。
- 特養はほぼ満床で避難者の受入れは限定的になるため、一般避難所での要配慮者対応が必要。
- 福祉避難所となる福祉施設も被害を受けるので、福祉避難所をすべて開設できるとは限らない。
- 医療行為を必要とする要配慮者に適切な医療をすぐに提供できないリスクがある。
- 災害に伴い集落が孤立した場合に、要配慮者への支援が困難となる。
- 離島のため、島外の医療機関や介護施設への入所が必要な人が出てくる。

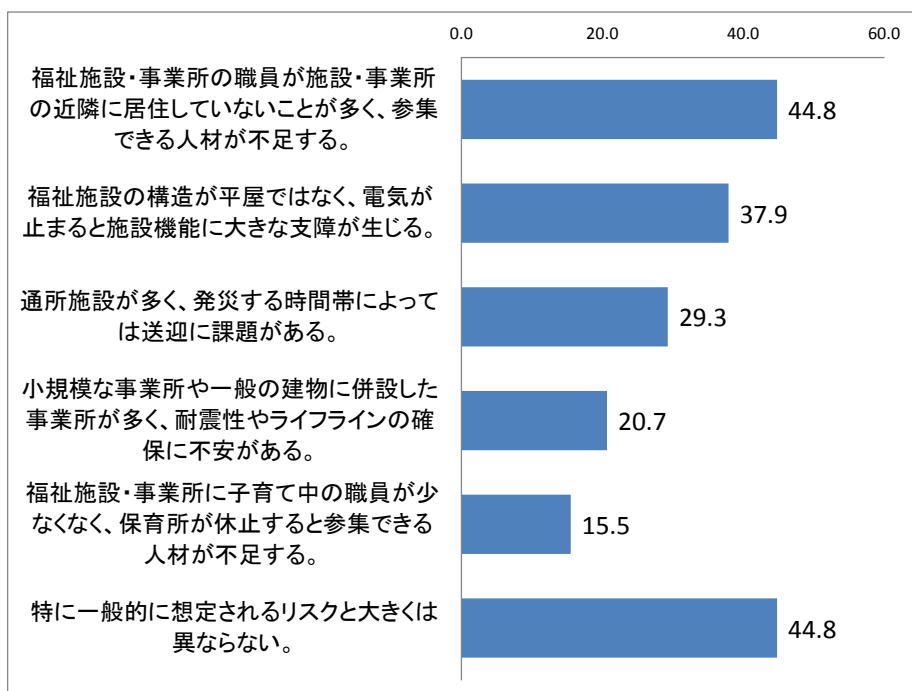
3 応急期の供給体制では、「福祉施設・事業所職員の参集」が困難

「福祉施設・事業所の職員が近隣に居住していないため、土日や休日に発災した場合に十分な参集が得られず、人材不足が生じる」を半数近くの区市町村が挙げ、区部ではこれが7割近い。流通が途絶えることに伴う物資の不足も指摘されている。

災害発生後 72 時間以内の応急期の供給体制の課題は「福祉施設・事業所の職員が施設・事業所の近隣に居住していないことが多く、参集できる人材が不足する」を全体の区市町村にお

図3 応急期の供給体制の課題

(単位：%)



ける半数近くの 44.8%が挙げていますが、これも区部に限ると、68.2%と高い割合で課題として指摘されています。施設機能を維持するために、建物などの構造や設備面よりも人的体制の確保が課題とされていることが特徴といえます。

また、東京の福祉施設は平屋の構造ではないものが多く、「電気の供給が止まると(縦の移動が困難となり)、施設機能に大きな支障が生じる」も 37.9%となっています。

さらに、表3にみられるように、流通が困難となることによって物資の不足が見込まれることも指摘されています。

表3 各区市町村の特性をふまえた応急期の供給体制の課題（主な回答）

- 物資等が不足する可能性が高い。
- 帰宅困難者への対応に追われる可能性も高い。
- 施設・事業所の近隣に職員が居住していないため、土日や平日夜間に発災した場合には、参集できる人材の不足が見込まれる。
- 福祉施設・事業所の家族状況によって、参集できない可能性がある。
- 市と各施設・事業所との間の連絡体制が未構築であり、情報の混乱が予想される。
- 休日・夜間等の発災である場合、福祉施設の職員が十分に確保できず、初動の遅れが想定される。
- 施設職員の高齢化がすすんでおり、被災した職員によるサービス提供に課題が生じる。
- 離島のため、発災時には孤立が考えられる。島内の資源で対応せざるを得ない。

4 緊急受入れや福祉避難所の数に限り。休止したサービスの再開も困難

復旧期の供給体制では、需要が増大する要配慮者に対して「福祉避難所や福祉施設による緊急入所の対応可能人数に限りがある」を6割以上の区市町村が挙げている。また、区部では6割近くの区が「通所施設・事業所等が休止する可能性が高く、再開に時間がかかる」と想定している。

災害発生から4日目以降の復旧期の供給体制では、「想定される要配慮者に比べて福祉避難所や福祉施設による緊急受入れで対応できる人数に限りがある」を63.8%の区市町村が挙げており、区部では81.8%になっています。

さらに、区部では「通所施設・事業所等が休止する可能性が高く再開に時間がかかる」を6割近くの59.1%で想定しています。

図4 復旧期の供給体制の課題

(単位：%)

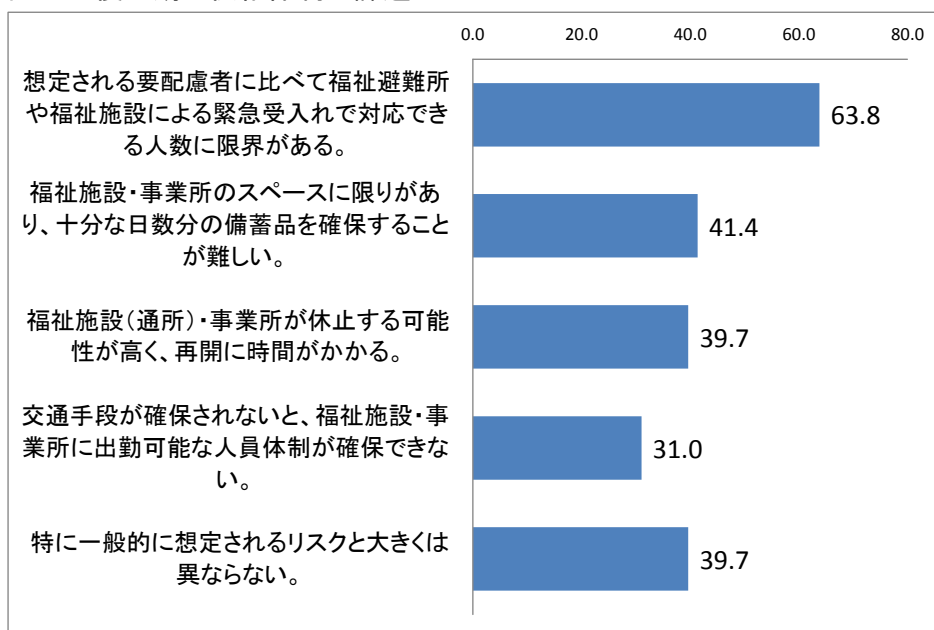


表4 各区市町村の特性をふまえた復旧期の供給体制の課題（主な回答）

- 要配慮者に日頃から関わっているケアマネジャー等が不足し、状態の把握が難しく健康の悪化が懸念される。
- 供給体制が不足することによって要配慮者のADLの低下もすすみ、それに伴い福祉需要がさらに拡大する。需要に対する圧倒的な供給の不足が見込まれる。
- 支援者も被災する中で、ケア体制をどのように確保するかが課題になる。
- 外国人が多く、多言語に対応できる支援体制の整備が課題。
- 避難できない要配慮者の把握が十分にできなくなるおそれがある。
- 福祉施設・事業所の職員が不足し、交代要員が確保できない。
- 東日本大震災と同様にガソリンが不足することによって、通所施設の送迎機能が失われるおそれがある。

5 軽度の方は一般避難所の専用スペース、重度の方は福祉避難所か緊急入所?

福祉避難所や施設の受入数に限りがあり、主に軽度の方は一般避難所の要配慮者スペースでの対応を想定し、重度の方は福祉避難所か緊急入所が想定されている。いずれも家族がいない場合の支援体制の確保や受入れ先の調整が課題となる。

(1) 避難生活イメージ（軽度で、生活に配慮が必要な方）

自由記述で区市町村が想定する避難生活イメージを記載してもらいました。

「軽度で、生活に配慮が必要な方」の場合、福祉避難所の受入数に限界がある中で多くの区市町村が「一般避難所に要配慮者スペース」を設けることで対応することを想定しています。一方、一部に「在宅避難」を原則とする対応を考える区市町村もあります。

そこで指摘されている課題には、次のようなことが挙げられています。

- 【課題①】一般避難所に要配慮者スペースを確保するが、そのための設備や介護者がいない場合の介助体制をどうするかが課題になる。
- 【課題②】一般避難所での生活が長期化することで介護度が悪化するおそれがあり、健康管理や生活支援の体制が必要になる。
- 【課題③】在宅避難する軽度の要配慮者に対する安否確認と必要な情報と物資の提供が課題になる。

表5 想定する避難生活イメージ（軽度で、生活に配慮が必要な方）（主な回答）

- 在宅で過ごしてもらうことを想定。不足になりがちな情報と物資の供給が課題。
- 基本的には一次避難所で生活するが、困難な場合に福祉避難所を想定。
- 一般避難所で要配慮者への理解と協力がどこまで得られるかが課題。比較的軽度の要配慮者は家族と在宅避難が想定され、避難所のセーフティネットから漏れる震災関連死のリスクがある。
- 一般避難所に避難する要配慮者に配慮したスペースを設置し、特性に応じた生活用品や食料を配布する。在宅避難した場合には、安否確認の訪問が必要になるが、その人員不足の可能性もある。
- 要配慮者の数が多いため、軽度の要配慮者には一般避難所でスペースを設けて対応する。
- 在宅避難を原則とし、身寄りのいない方、在宅避難が難しい方を避難所として想定する。
- 避難所で要配慮者スペースを想定している。
- 避難所での生活が困難な方を対象に福祉避難所を開設するが、開設できる施設が限られ受入れ先の確保が課題になる。
- 一般避難所で部屋割りに配慮して要配慮者用居室を設けるが、それに対する支援体制が確立できていない。
- 家屋倒壊等の危険がなければ在宅避難を原則とする。
- 一般避難所での生活が中心となり、必要に応じて障がい者専用室や介護室を設ける。
- 二次避難施設の受入数に限りがあるため、比較的軽度の高齢者はサポートを受けながら一般避難所で過ごすことを想定している。
- 家族のいない方の避難所での過ごし方が課題。情報の見える化や視覚障害者への支援が必要。
- 一人で避難してきた要配慮者を一般避難所で誰が介助するかが課題になる。
- 可能な限り、一般避難所の福祉避難スペースで過ごしてもらうが、避難者のコミュニティから孤立しない配慮が必要になる。
- 一般避難所での生活が長期化すると、要配慮者の心身の健康管理などのため、保健師による健康相談や福祉関係職員による相談や生活支援が必要になってくる。

(2) 想定する避難生活イメージ（介護度や障害程度が重い方）

「介護度や障害程度が重い方」の場合、福祉避難所や施設入所が想定されていますが、受入数に限りがあるのが実情です。指摘されている課題には、次のようなことが挙げられています。

- 【課題①】在宅サービスの休止が想定され、再開するまでの間、施設の緊急入所が必要になるが、受入数と体制の確保が課題になる。
- 【課題②】家族がいる場合には福祉避難所での受入れが可能だが、いない場合に福祉避難所の支援体制の確保が課題になる。
- 【課題③】生命や身体の危機に対応した医療機関や入所施設の対応の確保が課題になる。
- 【課題④】在宅や一般避難所にとどまった場合の支援体制が課題になる。
- 【課題⑤】区市町村内で受入れ体制が確保できない場合に、被災地圏外の福祉施設の受入れを検討する必要がある。

表6 想定する避難生活イメージ（介護度や障害程度が重い方）（主な回答）

- 在宅サービスの休止が想定され、再開するまでは介助者がいれば福祉事務所で対応を想定するが、家族のいない場合には入所施設での緊急受入れが必要になる。
- 福祉避難所で生活することになるが、その支援のための専門職員の確保が課題になる。
- 介助者と一緒に福祉避難所で過ごすことを想定するが、介助がいない場合が課題になる。
- 福祉避難所の受入れ数に限界があるため、受入可能数を超えたときには、被災地圏外の福祉施設への搬送等が必要となるが、受入施設の調整や搬送手段に課題がある。
- 単身や老々介護などの介護力の低い世帯は介護サービスの休止が直ちに身体・生命へのダメージが想定されるため、早急な入所施設が望まれる。一方で、施設が既存の入所者へのサービスを継続しつつ、新たな入所者にどこまで対応が可能かが課題になる。
- 要医療ケアや重度の障害者は搬送手段を確保した上、医療機関への搬送等を想定する必要がある。
- 重度の要配慮者もいったんは一般避難所に避難することを想定している。その場合の専用トイレなどの設備がないと、そこで過ごすことができない。
- 在宅サービスの休止が想定され、家族がいる場合には再開までの間、福祉避難所で対応できるが、いない場合には、入所施設での受入れが必要になる。
- いったんは一般避難所で過ごした後、そこでの生活が困難と判断した場合は、付添人ありで通所施設に設置する福祉避難所へ移動する。
- 福祉避難所において、食事や排せつなどの個別ケアの体制が必要になる。
- 一部の方は一般避難所で過ごすことが想定される。その場合に、教室の確保や専門職の避難所への派遣要請など、一般避難所でできる配慮を検討する。
- 高齢者、障害者、人工呼吸器使用者などの対象者別の対応が課題になる。
- 二次避難所の環境整備が必要になる。
- 受入れ数に限りがある中で、優先順位を付けることが課題になる。
- 医療行為が必要な場合、受入れ可能な医療機関、入所施設との調整が必要になる。
- 自宅にとどまる場合、支援物資の受け取り方法がなく、孤立化するおそれがある。
- 一般避難所の要配慮者スペースに避難していただき、心身の健康状態を考慮して緊急性の高い要配慮者は福祉避難所で受入れを行う。
- 島内に病床数が少なく、島外の医療機関への移送も考慮する必要がある。

(3) 想定する避難生活イメージ（上記以外の要配慮者）

上記以外の要配慮者では、妊産婦、乳幼児、集団生活が難しい障害特性のある方、情報弱者（外国人、聴覚・視覚障害者）、人工透析が必要な方などへの対応が挙げられました。

災害時における 要配慮者への支援体制の確保

<福祉施設・事業所の被災状況の情報集約>

1 民間福祉施設の被災状況の情報集約は、福祉避難所の協定施設のみが多い

災害時の民間福祉施設の被災状況の情報集約のしくみについては、19区市から回答があり、その多くは「福祉避難所の協定を結んでいる施設・事業所に防災無線を配備している」となっている。区市町村内の全ての民間福祉施設・事業所の被災状況を集約するためのしくみは各所管課の確認によるものが多くなると考えられる。一方、被災状況を集約した上、活動可能事業所の情報を提供するしくみを設けている区市町村もあった。

災害時に区市町村内の民間福祉施設・事業の被災状況（利用者の被害、建物の被害、人的体制の被害等）の情報を集約するしくみについて自由記述で記載してもらったところ、19区市からの回答がありました。その19区市の回答の中で最も多いのは「福祉避難所の協定を結んでいる施設・事業所には防災無線を配備している」となっています。一部の区市町村では、防災無線等を配備しつつ、定期的に訓練を実施しています。

このことから、所管課による民間福祉施設・事業を含めた被害状況の確認は行われると思われませんが、福祉避難所として想定している施設以外の全ての民間福祉施設・事業所の被害状況を区市町村が集約するしくみにはなっていないと考えられます。

練馬区では「災害対策本部が区内の所管施設や民間施設の人的被害、建物被害、周辺被害等を一元的に集約する」としています。また、町田市は「市内介護保険事業所との間の災害時の情報伝達体制について定めたマニュアルを作成し、毎年1回訓練を行っている」「介護事業所から被災状況とサービス継続の可否について情報を収集し、『市内活動可能事業所情報』としてとりまとめ、地域の情報拠点である地域包括支援センターに提供する」、国立市は「市内保育所・幼稚園に対して月初めにMCA無線訓練を実施している」と回答しています。

表7 災害時における民間福祉施設・事業の被害状況を情報集約するしくみ（主な回答）

- 民間の福祉施設・事業所も含め区内の消防署が必要な情報を把握して区に伝達する。民間の保育所については、被災状況を直接主管課へ連絡が来る。
- 発災時に災対要配慮者救護部が区立の障害者・高齢者施設の被災状況調査を行うことになっているが、民間の施設・事業所については定めていない。
- 協力協定を結んでいる社会福祉法人には、デジタル移動通信（無線機）を配備し、月に1度の定期通信訓練を実施している。
- 健康福祉部の職員が指定された避難所に参集し、民生児童委員や地域住民組織が行った安否情報を集約する。集約した情報は防災無線や電話等で災対健康福祉部に報告する。
- 特別養護老人ホーム等の一定の施設に災害時でもつながりやすいPHS端末を配備している。
- 福祉避難所の開設に協力する事業者には、防災無線を配備するなど情報通信手段を整備する。
- 福祉避難所の協力締結施設には、災害時特設公衆電話機を配備している。
- 災害対策福祉部が区の所管施設や民間施設の人的・建物被害、周辺被害等を一元的に集約する。
- 福祉避難所の協定を締結している団体ごとに「避難所開設連絡フロー」を作成している。
- MCA無線を配備している。
- 福祉避難所として市内9か所に指定している高齢者施設、障害者施設には、防災行政無線を配置するとともに、年間4回（基礎訓練2回、総合訓練2回）の通信訓練を実施している。
- 被災状況等の情報集約手段の確立のため、市と市内介護保険事業所との間の災害時の情報伝達体制について定めたマニュアルを作成し、毎年1回、災害時情報伝達訓練を実施している。
- 一般避難所の担当になっている緊急初動要員や避難班が、防災無線等で災害対策本部へ被害状況などを随時連絡することとしている。
- 所管部署が市内保育所、幼稚園に対して月初めにMCA無線訓練を実施している。
- 介護事業所から被災状況とサービス継続の可否情報を集約し、地域包括支援センターに提供する。

2 災害時の人的な供給体制の確保は、多くが有効な方策はこれからの課題

災害時の福祉サービスの供給体制の維持・確保のための人的な体制強化の取組みは7割の区市町村が現時点で有効な方策を行っていない。そうした中で、BCP作成の研修会の実施、福祉避難所となる施設に勤務する職員への家賃補助、介護サービスネットワークとの協定による避難所での訪問介護サービス等の実施体制の確保、他の自治体からの介護・福祉人材の派遣の協定などの取組みも一部にみられる。

災害時における福祉サービスの供給体制の確保を維持・確保するための取組みのうち、「人材等のソフト面の維持・確保」については、75.9%とほとんどの区市町村が「現在のところ、特に有効な方策は行っていない」としています。一方、3区市町村（荒川区・練馬区・江戸川区）が「介護・福祉等の専門的な人材の派遣について他の自治体と協定を締結している」としています。「休止した福祉施設・事業所の人材の再活用を想定している」はありませんでした。

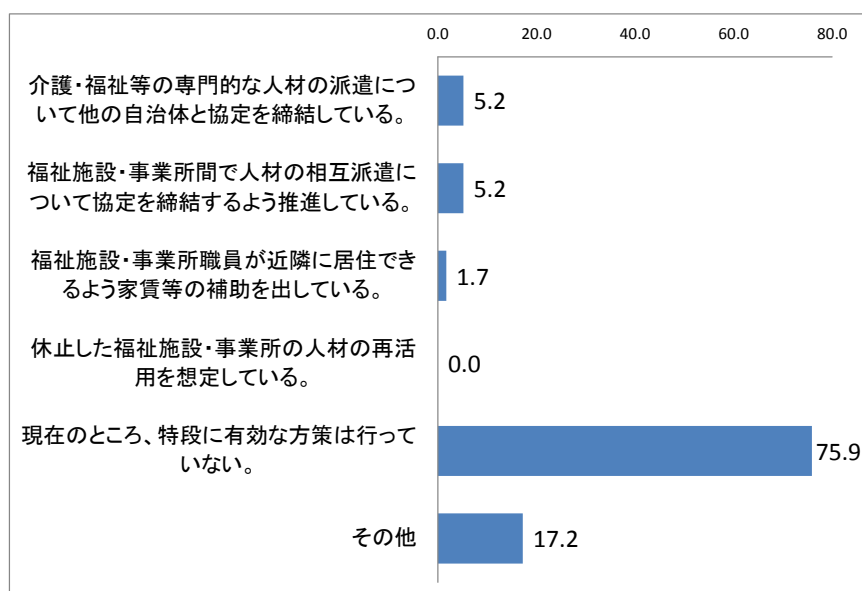
なお、この設問には、「その他」の回答が複数ある他、具体的な取組み自由記述で記載してもらっています。その内容は、表8のような取組みとなっていますが、特に文京区では「事業者連絡会でBCP作成の研修会等を実施している」ほか、平成28年度から区独自に「福祉避難所の協定締結施設の事業所に勤務する職員を対象に『介護施設従事職員住宅費補助』を実施している」としています。また、世田谷区では「世田谷区介護サービスネットワークと『災害時における被災要介護者等への援助に関する協定』を結び、避難所での訪問サービスを実施する」としています。

なお、現時点では行っていないものの有効と思われる方策には「近隣区の医療・福祉サービス事業所との支援協定の締結」「遠方の福祉施設との協定の締結」「全国的なDCATの組織化」「専門的な支援を行えるボランティアの育成」「社協との連携」などが挙げられています。

表8 災害時における供給体制確保のための工夫（人材等の維持・確保）（主な回答）

- 区内事業者連絡会においてBCP作成の研修会等を実施している
- 介護サービスネットワークと協定を締結し、避難所で訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護を提供する。
- 各福祉施設に区職員を派遣し、可能な限り福祉サービスの供給体制を維持・確保する。
- 区独自に介護施設従事者住宅費補助を実施している。
- 人材派遣について、民間事業者と協定を締結している。
- 救援、医療に必要な職員の相互派遣を行う協定を自治体と締結している。

図5 供給体制確保のための工夫（人材等の維持・確保）（単位：％）

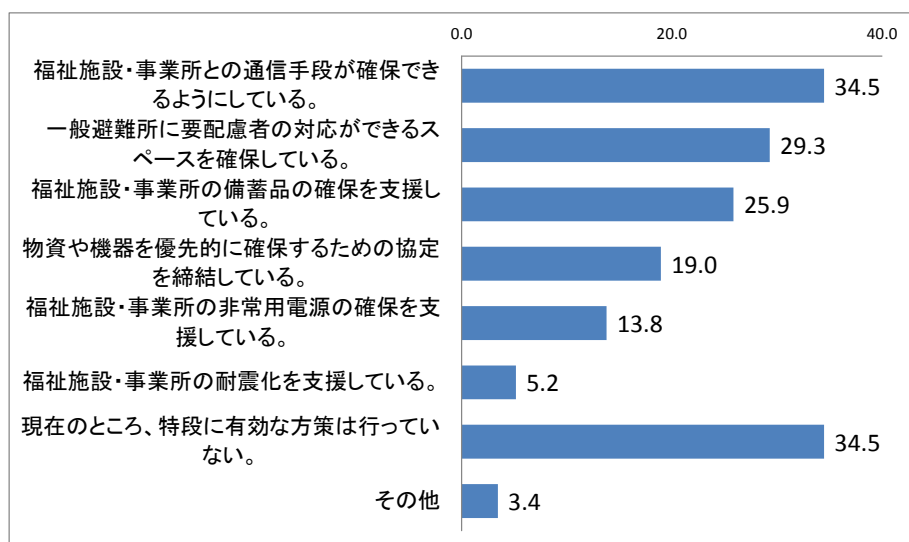


3 災害時の供給体制の設備・環境面の確保は、通信手段と備蓄品が中心

災害時の福祉サービスの供給体制の維持・確保のための設備・環境等の維持・確保については、「福祉施設・事業所との通信手段の確保」「一般避難所に要配慮者スペースを確保」「福祉施設・事業所の備蓄品の確保を支援」の3つが中心となっている。

災害時における福祉サービスの供給体制の確保を維持・確保するための取組みのうち、「設備・物資・機器・、情報等のハード面の維持・確保」については、「福祉施設・事業所との通信手段を確保」(34.5%)、「一般避難所に要配慮者に対応できるスペースを確保」(29.3%)、「福祉施設・事業所の備蓄品の確保を支援」(25.9%)の3つが多くなっています。

図6 供給体制確保のための工夫（設備・環境等の維持・確保）（単位：％）



通信手段の確保については、①の表7のような取組みが具体的な取組みとなっていますが、それ以外にも、世田谷区では「二次避難所として協定を締結している高齢者・障害者関係施設にアルファ化米150食を配布している」などの取組

みがみられます。

また、現時点では行っていないものの有効と思われる方策には「全ての避難所に『多目的トイレ』を設置」「福祉避難所への移送手段のための福祉車両の確保」「要配慮者に特化した備蓄品の拡充」などが挙げられています。

表9 災害時における供給体制確保のための工夫（設備・環境等の維持・確保）（主な回答）

- 福祉避難所に備蓄備品を確保している。
- 二次避難所として協定している高齢者・障害者施設にアルファ化米を配布している。
- 福祉避難所に必要な資機材等を区で貸与支援を行うため、日本福祉用具供給協会と協定を締結している。

<供給体制を確保するための協定>

4 要配慮者のための協定（福祉避難所以外）は、物資や移送、医薬品の確保

災害時における要配慮者支援のために結ばれている協定（福祉避難所以外）には、「要介護者の安否確認」「医薬品の確保」「手話通訳者の派遣」「介護用品の供給」「福祉車両の確保」「（ホテル等との）宿泊場所の提供」「妊産婦や乳幼児支援」に関するものがみられる。

「災害時における供給体制の確保のために締結している協定」を記載してもらいました。

表 10 は、要配慮者支援のために結ばれている協定のごく一部です。福祉避難所の開設・運営に関する協定は数多くありますので、ここでは、それを除いた協定になります。

なお、福祉避難所の開設・運営について、個々の法人・施設と協定を結ぶものが多くみられますが、施設・事業者の事業者団体と結んでいるものもありました。

表 10 災害時における供給体制確保のための協定（福祉避難所以外）（主な回答）

	協定名	協定先
中央区	災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡会との要介護者の安否確認等に関する協定	中央区介護保険サービス事業者連絡会
	災害時における応急物資の供給に関する協定	セツカートン(株)
	災害時における手話通訳活動に関する協定	中央区登録手話通訳者友の会
墨田区	災害時における要援護者の避難輸送協力に関する協定	東京福祉バス(株)、東京乗用旅客自動車協会墨田葛飾支部
	災害時における施設の利用等に関する協定（要配慮者に対する宿泊施設の提供）	アパ(株)
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（要配慮者に対する宿泊施設等の提供）	パイオニア(株)
品川区	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	大崎旅館ホテル組合
世田谷区	災害時における介護用品等の供給に関する協定	フランスベッド(株)
	災害時における被災要介護者等への援助に関する協定	世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）
	災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定	世田谷区聴覚障害者協会
豊島区	災害時における手話通訳活動に関する協定	豊島区登録手話通訳者連絡会
	災害時における聴覚障害者支援に関する協定	手話サークル「手響」
練馬区	福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定	日本福祉用具供給協会
八王子市	災害時における宿泊施設利用に関する協定	八王子ホテル旅館組合
三鷹市	災害時における福祉用具の優先供給に関する協定	サカイ・ヘルスケア(株)
調布市	災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定	東京助産師会
	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ(株)、酒井薬品(株)、スズケン(株)、東邦薬品(株)、バイタルネット(株)、メディセオ(株)
	災害時における協力体制に関する覚書（妊産婦や乳幼児を連れた女性の短期避難）	白百合大学
国分寺市	災害時における避難搬送協力に関する協定	国分寺ハンディキャブ運営委員会
	災害救助物資の緊急調達に関する協定	サンドラッグ(株)
福生市	災害時における医療品等の調達業務に関する協定	医療品卸売会社
東大和市	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定	東大和助産院
西東京市	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	タクシー事業者（市内5事業者）

<災害時に備えた要配慮者支援のための訓練>

5 要配慮者支援訓練は、安否確認、情報伝達、福祉避難所設営訓練など

災害時に備えた要配慮者支援のための訓練には「安否確認」「情報伝達」「福祉避難所開設」などの訓練が行われている。「一般避難所における要配慮者スペースの設営訓練」などもみられた。

「災害時に備えた要配慮者支援のための訓練」を記載してもらいました。福祉避難所訓練に協定施設だけでなく、地域の町会・自治会や民生児童委員に呼びかけているものもあります。

表 11 災害時に備えた要配慮者支援のための訓練 (主な回答)

	訓練名	参加団体
中央区	避難所開設・運営福祉訓練	中央区身体障害者団体連合会
港区	福祉避難所の開設・運営	区、民間福祉施設
新宿区	福祉避難所を考えよう	慶応大学医学部、区、特養等
文京区	福祉避難所開設運営訓練 ※各高齢者施設、障害者施設で年の一つずつ実施	協定施設、区内事業所、町会・自治会、避難所運営協議会、民生・児童委員等
	(避難所総合訓練の中で) 要配慮者安否確認図上訓練、要配慮者居住スペース設営訓練	避難所運営協議会、民生・児童委員、学校、PTA等
	災害時母子救護所訓練	大学、助産師会等
墨田区	総合防災訓練	要配慮者サポート隊(住民防災組織)
	福祉避難所宿泊体験	障害当事者団体、区等
品川区	福祉避難所開設図上訓練	区、運営法人
目黒区	要配慮者安否確認訓練	民生・児童委員、介護事業所、包括支援センター等
大田区	〇〇地区総合防災訓練 ※各地区で開催	自立支援協議会防災部会等
	障害者総合サポートセンタ 福祉避難所設営訓練	自立支援協議会防災部会等
	外国人防災訓練	外国人住民
世田谷区	介護事業者との図上訓練	介護事業者等
	二次避難所(高齢者施設) 実動訓練	協定施設
	二次避難所(障害者施設) 図上演習	協定施設
中野区	車イス操作体験、筆談体験	中野区福祉団体連合会
荒川区	福祉避難所開設訓練	協定施設、社協、町会・自治会等
練馬区	安否確認訓練 ※複数の自治会で開催	〇〇自治会
	福祉避難所開所訓練	高齢者施設、障害者施設
葛飾区	民間障害者通所施設における第2次避難所設置・運営訓練	区、民間障害者通所施設
江戸川区	福祉避難所設置に関する協定を締結している団体との情報伝達訓練	協定締結団体
武蔵野市	総合防災訓練(介護トリアージ訓練)	日赤看護大学、コミュニティセンター
三鷹市	総合防災訓練	三鷹市障がい者福祉懇談会、市、地域包括支援センター、社協
町田市	二次避難所開設訓練	協定施設
	介護保険事業所等災害時伝達訓練	市、市内高齢者福祉施設
	災害時要援護者支援訓練(障がい福祉課主催)	NPO法人/社会福祉法人
小金井市	総合防災訓練	民協、介護事業者連絡会、障害者福祉センター、社協等
小平市	総合防災訓練「要配慮者訓練」	社協、あんしんネット、民生委員・児童委員
国分寺市	避難行動要支援者安否確認訓練	民生委員・児童委員
国立市	要配慮者との情報連絡訓練	浸水想定区域内にある要配慮者施設
東大和市	災害時要配慮者相談窓口・二次避難所開設・運営等訓練	社会福祉法人、有限会社
多摩市	出水時の情報伝達訓練	要配慮者利用施設(28施設)
稲城市	地域防災訓練(社会福祉法人正吉福祉会主催)	特養家族会、自治会
羽村市	総合防災訓練	障害者関係団体
	福祉避難所運営実施訓練	都立羽村特別支援学校

6

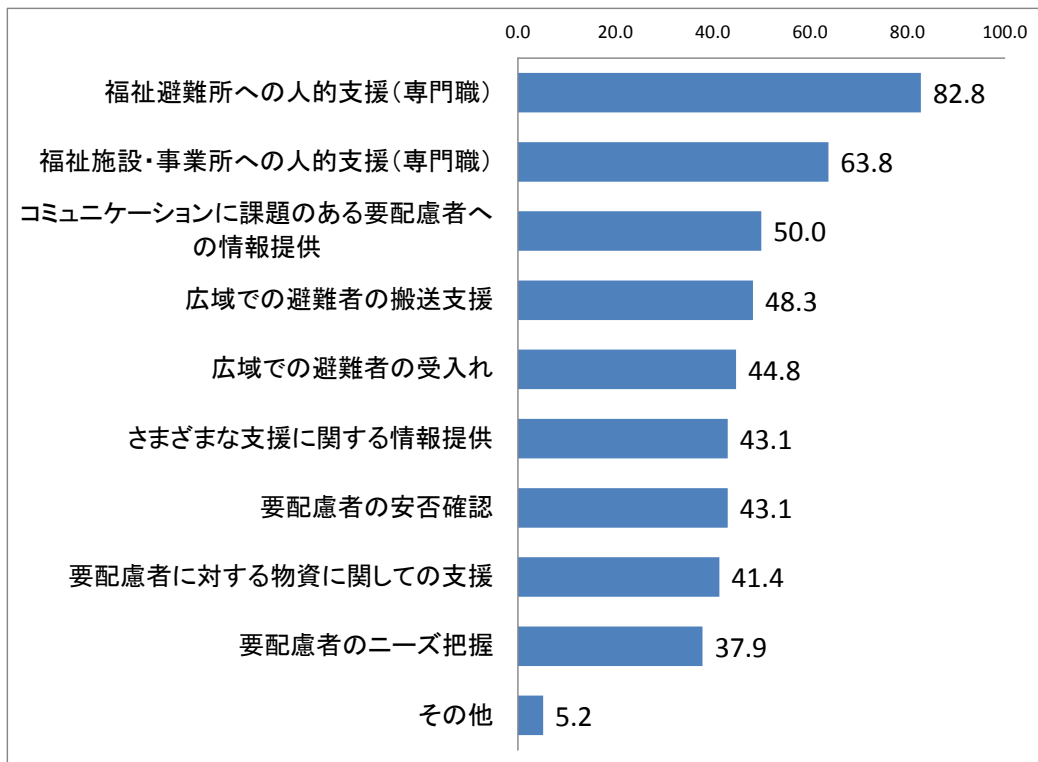
要配慮者支援におけるNPO・NGOの専門的なスキルへの期待は高い

災害時の要配慮者支援における専門的なスキルを有するNPO・NGO等の民間支援団体への期待では、福祉施設・事業所や福祉避難所における人的体制の不足が想定されることから、そこへの専門職の人的支援の期待が多い。それ以外の「コミュニケーションに課題のある要配慮者への情報提供」をはじめ、迅速かつ柔軟な取組みを必要とする「広域避難への支援」「支援情報の提供」「安否確認」「物資の支援」「ニーズ把握」のそれぞれも半数の区市町村がNPO・NGOに期待している。

災害時の要配慮者支援において「専門的なスキルを有するNPO・NGO等の民間支援団体に期待すること」を尋ねました。「福祉避難所への人的支援（専門職）」（82.8%）、「福祉施設・事業所への人的支援（専門職）」（63.8%）の2つは半数以上の区市町村が挙げています。特に「福祉避難所への人的支援（専門職）」は、区部では95.5%とほとんどの区が挙げます。

次いで多いのが「コミュニケーションに課題のある要配慮者への情報提供」で50.0%。それ以外の「広域避難への支援」「支援情報の提供」「安否確認」「物資の支援」「ニーズ把握」のそれぞれも半数は切るとはいえ、4割の区市町村がNPO・NGO等に期待していることがわかります。

図7 要配慮者支援にかかるNPO・NGOへの期待（単位：%）



都内における 福祉避難所の整備状況

<福祉避難所の整備目標数の算出>

1 福祉避難所は、需要の数に合わせた整備が難しい中、できるだけ多く

福祉避難所を整備する数は、想定する避難者数等から算出しているのは5区市町村に止まり、多くは、需要に合わせて整備するよりも、不足が見込まれる中で、協力が得られる施設等に依頼することにより、できるだけ多く確保しようとしている。

「福祉避難所を整備する数をどのように決めているか」を尋ねました。77.6%と8割近くの区市町村は「指定できるところや協力が得られる施設等に依頼して設定」としています。

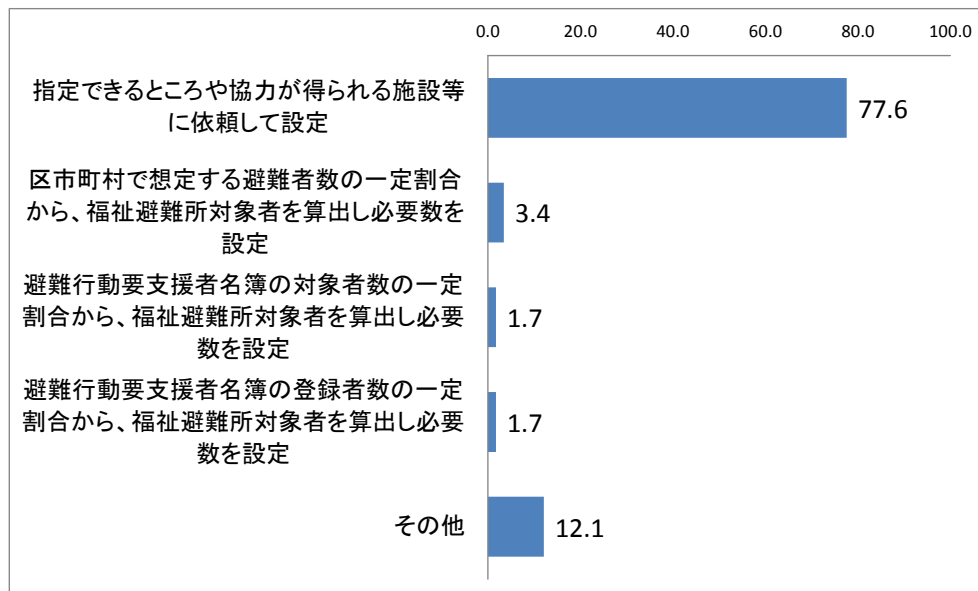
福祉避難所の利用対象者の数を算出した上で整備する数を決めているのは、「その他」で「福祉避難所対象者×避難割合」としている1区市町村を加えると5区市町村にとどまります。

その算出方法は、「想定する避難者数の一定割合」が2区市町村、「避難行動要支援者名簿の対象者数の一定割合」が1区市町村、「避難行動要支援者名簿の登録者数の一定割合」が1区市町村となっています。

「その他」の回答にも「想定する災害が発生した際の避難人口を類推する限り、相当数の不足が見込まれるので、できる限り多く確保する」とする指摘があります。在宅生活を送る要配慮者が多い東京の特性をふまえると、全てを福祉避難所で対応することが難しいことが想定され、「指定できるところ」「協力が得られるところ」に依頼し、少しでも需要に対して供給量を近づけようとする現状があります。このことから、東京においては「福祉避難所」の整備による以外にも減災とともに、あらゆる要配慮者支援対策を検討する必要性がうかがえます。

図8 福祉避難所を整備する数の算出方法

(単位：%)



<福祉避難所の整備状況>

2 設置先は、全体の半数近くは「高齢者福祉施設」

福祉避難所の設置先は、「高齢者福祉施設」が最も多く全体数の半数近く。「障害者福祉施設」が2割、「児童福祉施設」が1割となっている。

平成28年9月1日現在での「福祉避難所」は、回答のあった区市町村で合わせて1,299か所となっており、その半数近くの46.7%は「高齢者福祉施設」に設置が予定されています。

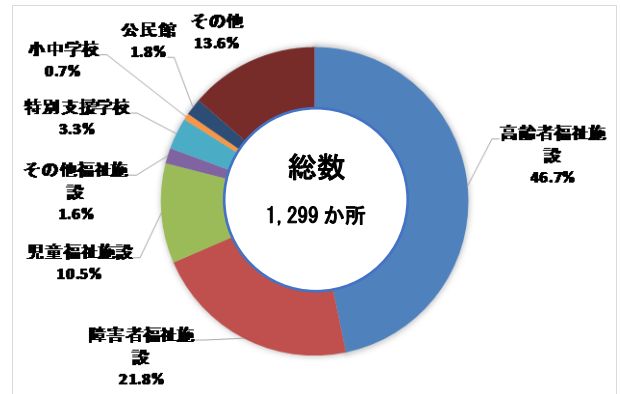
「障害者福祉施設」は21.8%ですが、区市町村内に1～2か所と少ない区市町村から10か所以上の区市町村に分かれ、「高齢者福祉施設」に比べて「障害者福祉施設」は指定等に違いがみられました。

「その他福祉施設」には、「更生福祉施設」「総合福祉センター」などが挙げられています。また、「その他」は、「社会教育会館」「幼稚園」「子ども家庭支援センター」「地域学習センター」「大学」「協定を締結した民間ホテル」「開発総合センター」「診療所」などとなっています。

なお、この調査では、「福祉避難所」は「災害時に自宅や一般避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所を指し、指定避難所ではない福祉避難所も含む」として尋ねています。

図9 福祉避難所の設置先

(単位：%)



※本調査では、「福祉避難所」が災害時に自宅や一般避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所を指し、指定避難所ではない福祉避難所も含みます。

<対象を特化した福祉避難所>

3 対象者の特性に配慮し、妊産婦・乳幼児、障害種別ごと、発達障害者専用

対象者の特性に配慮し、「高齢者」は高齢者福祉施設、「障害者」は障害者福祉施設とするほか、「妊産婦・乳幼児」向けの福祉避難所の整備が複数の区市町村で見られる。また、知的障害などの障害種別ごとに整備、発達障害者専用の福祉避難所を確保する区市町村もある。

「対象者の属性や障害の特性等に配慮した工夫、対象を特化した福祉避難所の整備状況」を尋ねました。そこでは、以下のように要配慮者の特性に応じた工夫がみられました。

- 大きな区分で高齢者と障害者で福祉避難所を分けている。また、区内の女子大学に『妊産婦・乳児救護所』を整備している（文京区）
- 乳幼児用に保育所を『福祉救援センター』とする（地域防災計画（平成28年修正）で改正予定）（豊島区）
- 妊産婦については、『妊産婦救護所』を設置する（北区）
- 「障害者施設は障害者用、保育所は乳幼児用としている」（立川市）
- ①障害種別に応じた福祉避難所、②発達障害者専用の避難所として市内の私立学校の教室の一部を確保、③高齢者を対象とした福祉避難所、④在宅医療が必要な方を対象とした福祉避難所（国立市）
- 「施設によって、①障がい者、難病者、機能障がいを持つ高齢者用、②乳幼児、妊産婦用、③高齢者用に分けて設置する」（狛江市）
- 「知的障害者専用の福祉避難所を設置」（東大和市）

4 福祉避難所での介護・見守りは、施設または家族介護者

区市町村が担うことが明確な「避難者の調整」「必要な物資の提供」、福祉施設が担うことが明確な「スペースの提供」以外に、「一般避難所から福祉避難所への移送」「福祉避難所における介護・見守り」「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」「食事等の日常生活維持のための支援」は、「現時点で役割分担はしていない」が2～3割の区市町村となっている。「福祉避難所における介護・見守り」は、福祉施設が担う場合と家族介護者等が担う場合の双方が想定されている。

「福祉避難所の設置・運営に関する役割分担」は、表12のように設置から運営までの7つの項目について、以下のような傾向がみられます。

- (1) 7割の区市町村が「受入れ避難者の調整」「必要な物資の手配」は、区市町村が担う。
- (2) 8割の区市町村が「必要なスペースの提供」は、福祉施設が担う。
- (3) 「一般避難所から福祉避難所への移送」は、区市町村または家族等介護者が担う。
- (3) 「福祉避難所における介護・見守り」は、福祉施設または家族等介護者が担い、「福祉施設」が担うと想定している区市町村の方が多い。
- (4) 「現時点で役割分担はしていない」としている区市町村が多いのは、「一般避難所から福祉避難所への移送」「福祉避難所における介護・見守り」「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」「食事等の日常生活維持のための支援」となっている。

表12 福祉避難所の設置・運営に関する区市町村と福祉施設等の役割分担 (単位：％、複数回答)

	全体	区市町村	福祉避難所に 位置づけている 福祉施設	その他 (家族等介 護者)	現時点で 役割分担は していない
(1) 福祉避難所の受入れ避難者の調整	100.0	72.4	17.2	0.0	15.5
(2) 福祉避難所の設置に必要なスペースの提供	100.0	10.3	79.3	1.7	10.3
(3) 一般避難所から福祉避難所への移送	100.0	48.3	8.6	27.6	32.8
(4) 福祉避難所における介護・見守り	100.0	17.2	56.9	24.1	25.9
(5) 介護・福祉等の専門職ボランティアの手配	100.0	60.3	6.9	8.6	25.9
(6) 必要となる物資の調達・手配	100.0	77.6	12.1	0.0	13.8
(7) 食事の提供等日常生活維持のための支援	100.0	41.4	41.4	10.3	27.6

<福祉避難所の設置・運営に備えて、あらかじめ行っていること>

5 福祉避難所の設置・運営のための「訓練」「マニュアルづくり」を3割で実施

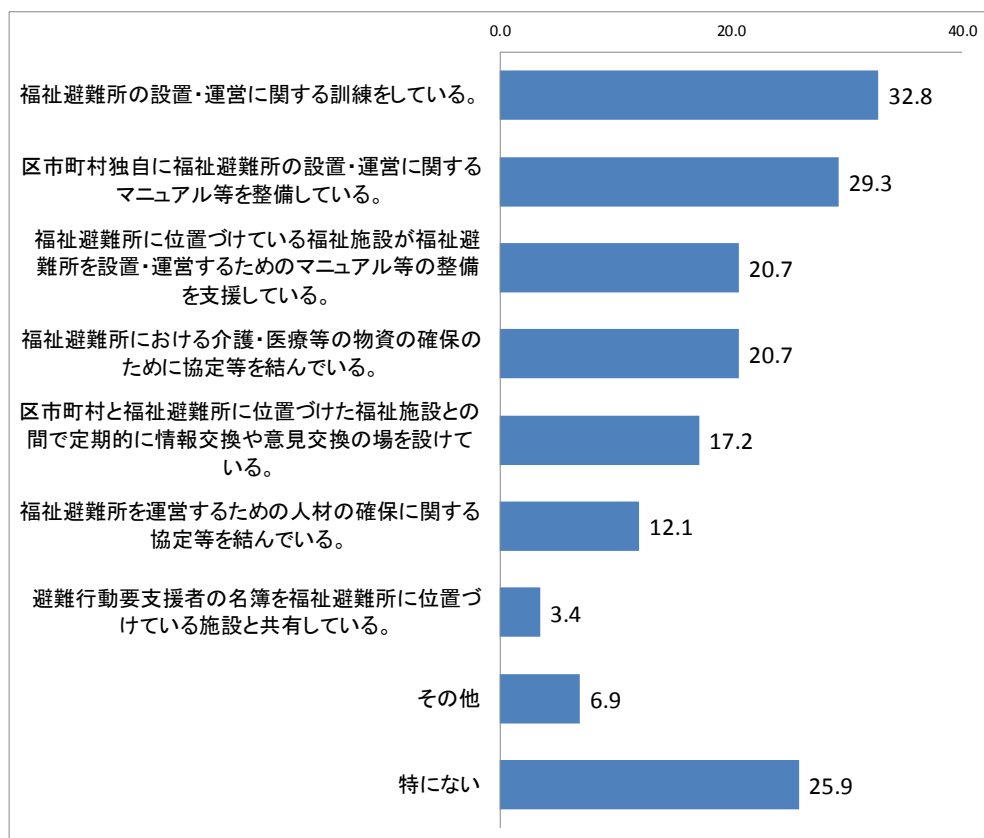
福祉避難所の設置・運営に備えてあらかじめ行っていることは「訓練」「区市町村独自のマニュアル」づくりが多く、それぞれ3割の区市町村が取組んでいる。福祉避難所の人的な体制の確保が課題となる中、そのための協定等は1割となっている。

「福祉避難所の設置・運営に備えてあらかじめ行っていること」では、最も多い取組みは「福祉避難所の設置・運営に関する訓練」で32.8%の区市町村となっています。「福祉避難所の設置・運営マニュアル」は、「区市町村独自のものを全体として作成」が29.3%、「個々の福祉施設が作成するのを支援」が20.7%です。

一方、「福祉避難所を運営するための人材確保等の協定を結んでいる」は12.1%です。災害時の要配慮者支援の人的な体制の確保が課題となっています。文京区では、福祉避難所の人材確保、避難者判定方法について検討会（WG）を設置し、検討を行うなどの取組みもみられます。

また、「福祉避難所に位置付けた福祉施設との定期的な情報交換や意見交換の場を設けている」は、17.2%となっています。

図10 福祉避難所の設置・運営に備えてあらかじめ行っていること（単位：％）



福祉避難所以外による 要配慮者支援対策

<福祉避難所以外による要配慮者支援対策の取組み状況>

1 福祉避難所以外の対策では、一般避難所における対応が中心

福祉避難所以外による要配慮者支援対策は、一般避難所における対応が中心で半数近くの区市町村はそのための「マニュアルの整備」に取り組むほか、「名簿の共有」「介護・医療物資の備蓄」「訓練」に3割ほどの区市町村が取り組んでいる。

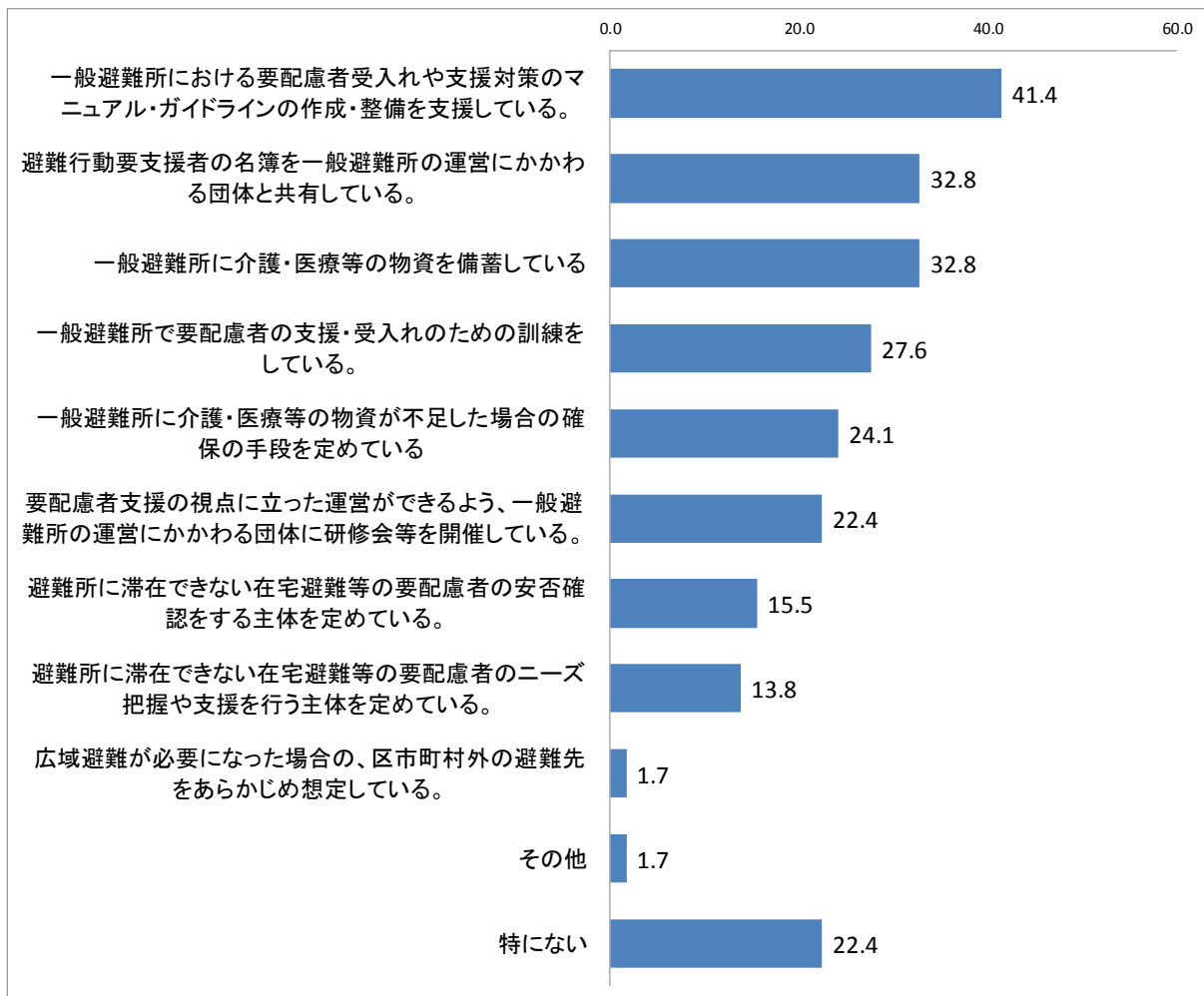
「福祉避難所以外による要配慮者支援対策」を尋ねました。上位の6つが一般避難所に要配慮者支援に対応できる機能を持たせようとするもので、下位の2つが一般避難所にやむを得ない理由で滞在せず在宅避難する要配慮者への支援というのが全体の傾向になっています。

一般避難所における対応では、半数近くの41.4%の区市町村が「一般避難所における要配慮者支援対策のマニュアル・ガイドラインの作成」に取り組んでいます。次いで、「避難行動支援者名簿の一般避難所の運営団体との共有」「医療・介護物資の備蓄」がそれぞれ32.8%。「一般避難所で要配慮者を支援・受入れるための訓練の実施」も27.6%みられました。

一方、在宅避難する要配慮者支援では、「安否確認する主体を定めている」が15.5%、「ニーズ把握や支援する主体を定めている」が13.8%となっています。

図 11 福祉避難所以外の要配慮者支援対策

(単位：%)



＜一般避難所における要配慮者支援対策の具体的な取組み＞

2 一般避難所における専用スペースの確保、備蓄等の計画をすすめる

一般避難所における要配慮者支援対策の具体的な取組みでは、乳幼児や外国人、聴覚障害者なども含め、専用スペースや備蓄品の確保とその運営の検討をすすめている。

一般避難所における要配慮者支援対策は、表 13 に記載する区市町村も含めて積極的な検討が行われています。福祉避難所による受入れ数の不足が想定される中での重要な取組みとなっています。

表 13 一般避難所における要配慮者支援の具体的な取組み (主な回答)

	具体的な取組み
千代田区	粉ミルク、アルファ化米、子ども用おむつ、哺乳瓶、大人用おむつ、イーバックチェア、車いすなどを配備。
中央区	要配慮者優先居室や乳幼児、妊産婦優先居室を設ける。粉ミルク、肌着、子ども用おむつ、大人用おむつを備蓄している。外国人居住者に対応するため、避難所等に通訳ボランティアを派遣する。
文京区	各一般避難所に要配慮者専用スペースを確保する。小中学校の1階の部屋で保健室や障害者用トイレに近い部屋を優先的に割り当て、介護できるスペースや車いすの通れるスペースを確保する。
台東区	避難所運営組織の避難者援護担当の業務として、マニュアルに災害時要援護者の救護の際の対処を記載。
墨田区	災対要配慮者救護部により要配慮者救護所を開設する。地域住民による地域防災活動拠点会議や要配慮者サポート隊と災対要配慮者救護部が連携して要配慮者支援を行う。指定避難所に要配慮者に配慮した居住スペースの確保と食事の提供を行う。社協は、避難所でのニーズ把握とボランティア派遣、ふれあいサロン設置等の支援を行う。
目黒区	避難所運営方法を地域住民自身で検討をすすめる中で、要配慮者への配慮を基本的な事項としている。
大田区	避難所運営マニュアルで要配慮者対策班の設置と具体的な対応方法を定めている。言葉が不自由な方のために意思疎通を図るコミュニケーションボードを配備。外国人住民向けに語学能力のある職員と登録ボランティアを派遣・巡回させ、相談支援を行う。
世田谷区	介護事業者等と一般避難所における介護サービス提供の協定を締結している。
杉並区	災害時要配慮者のうち個人情報の提供に同意をいただいた地域のたすけあいネットワーク登録者の名簿を震災救援所に提供。安否確認チェックシートを登録者ごとに作成するとともに、安否確認結果を各救援所で稼働するシステムに入力することで、区内の全救援所での結果を共有できる。
練馬区	「避難拠点運営の手引き」に記載している。
足立区	第一次避難所に要配慮者ネームケース、車いす、杖、プライベートテント等を備蓄。
江戸川区	避難所内に要配慮者の避難スペースを設ける。空き教室を活用し、個室を設けることも検討している。
八王子市	簡易ベッドの確保、段差解消や手すりの取り付け、車いす、杖、簡易トイレ等の確保。専用スペースは少数部屋への割り当て。生活支援のため、食事の提供等にボランティアの派遣等。広報支援のため、掲示板の設置、手話通訳の派遣、ボランティアによる個別情報伝達など。
武蔵野市	要配慮者向けに「おかゆ缶」「パン缶」等の備蓄。ラップボントレッカーの配備。福祉避難室の開設。
昭島市	校舎1階の畳やカーペットのある教室を優先に災害時要援護者用専用スペースの確保の協議を重ねている。
調布市	避難所に要配慮者と支援者をわかりやすくして支援するためにビブスを用意。避難所の備蓄コンテナにおむつやとろみ剤を備蓄している。
町田市	自主防災組織に対して災害時に要配慮者の対応・支援が必要なことを説明。聴覚障害者向けに筆談器や手話通訳者用のビブスを備蓄している。
小金井市	一般避難所に「身近な福祉避難所」を設営する。
日野市	避難所の開設に合わせて、要配慮者用のスペース(思いやりスペース)を確保する。
東村山市	メイン施設となる体育館から比較的移動しやすい部屋を要配慮者が活用できるよう計画を立てている。
国立市	避難所運営マニュアルの中で、要配慮者向けの避難居室を優先的に確保し、その支援内容を定めている。
福生市	市内小中学校に避難所運営を検討する会議を設けており、その中で配慮を必要とする避難者への対応策を検討している。
稲城市	各避難所に担当を配置し、介助者・医療措置の必要性があるか、居住スペースを分けるか、二次避難所への移送の必要性、必要な物資の把握を行う。
瑞穂町	飲料水等の生活必需品を要配慮者に優先して配布するようマニュアルに定めている。

＜在宅避難等の要配慮者支援対策の具体的な取組み＞

3 要配慮者の名簿に基づく安否確認に加え専門職支援を想定する区市町村も

一般避難所に滞在することが難しく、在宅避難等の要配慮者支援については、「避難行動要支援者名簿」などに基づく安否確認を通じた支援が中心となっているが、その名簿になくても専門職が把握している対象に支援を提供していく取組みの検討もみられる。

災害時には応急期と復旧期において要配慮者のニーズも異なり、やむを得ない理由により一般避難所に滞在できない在宅避難者等の要配慮者の安否確認、ニーズ把握、支援（情報提供、物資提供、医療・福祉サービスの提供等）について具体的な内容を尋ねました。避難行動要支援者名簿に基づく安否確認の延長でニーズを把握して必要な支援を行っていくことが基本となっていますが、それ以外にも表 14 のような具体的な取組みもみられました。

表 14 避難所に滞在できない在宅避難等の要配慮者への支援の具体的な取組み（主な回答）

	具体的な取組み
新宿区	災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を平常時から民生委員・児童委員、防災区民組織等に配付し、災害時の円滑な安否確認を可能とする。
墨田区	在宅避難に限らず、要配慮者サポート隊が民生委員・児童委員と連携し、要配慮者の安否確認、生活状況の把握等を行うこととしている。
大田区	外国人住民の要配慮者名簿は未作成。行政側からの働きかけは難しく、問い合わせに対する相談、情報提供を行う。大田区公式観光サイトから情報を入手できるしくみとなっており、他に公式無線LANからも災害情報に入ることができる。
杉並区	震災救援所運営連絡会が安否確認チェックシートを用いて、震災救援所周辺にすむ要配慮者について、安否確認を行う。安否確認時にニーズの聞き取りを行い、必要な支援については安否確認チェックシートに記載する。
北区	自主防災組織が発災後3日以内の安否確認を行う。保健師による巡回健康指導などの実施を計画している。
練馬区	地域の高齢者相談センターや民間介護事業所と連携し、在宅避難者の個別支援を行う。
足立区	災害時要援護者避難支援プランを平時から民生・児童委員等に配付し、災害時の安否確認の体制を整えている。
八王子市	事務所本部を拠点として要配慮者に情報、紙おむつ、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービス提供を行う。
三鷹市	市内7か所の災害時在宅生活支援施設における備蓄倉庫には、洋式（車いす対応）の組立トイレを配置している。
小金井市	災害時避難行動要支援者名簿には記載されておらず、保健師等の専門職が把握していて特に生命の安否確認が必要な人（例・在宅人工呼吸器使用者、妊婦や新生児、難病患者、透析患者、多問題家族等）について「災害時保健援護者リスト」を作成し、専門職等で構成されるチームが優先順位の高いものから順に安否確認を実施する。災害時保健活動マニュアルを平成27年12月に作成した。リストは今後、作成の予定。

<その他の課題への具体的な取組み>

4 要配慮者に対する個別支援を作成していくことが課題

「その他の課題」には、「個別支援計画」を作成していくことの難しさが指摘されている。ケアマネジャーや障害者相談支援専門員による作成をすすめる区市町村もあり、災害時の個別支援計画と日ごろからの介護等サービスの計画作成を結び付けていくことも必要と考えられる。

安否確認のために名簿を作成しているが、個別具体的な配慮や支援を行うことがそれだけでは不十分と指摘している区市町村もありました。個別支援の計画を立てる上で避難も含め、そのための支援者を確保することが課題になっています。

また、都市部である特性として、避難行動要支援者情報の共有が個人情報の取扱いの上で難しくったり、地域とのつながりの薄い要配慮者への支援が課題として指摘されています。

そうした中、課題になっていることとそれに対する工夫については、表 15 のような取組みが挙げられました。

表 15 その他、災害時要配慮者支援における課題とそれに対するための工夫（主な回答）

	課題	その課題に対する工夫
品川区	各防災区民組織内の個別計画の作成が難航している。	区内のモデル地区として5団体を選定し、防災コンサルタントを活用しながら個別計画作成の支援を始めた。その作成支援を通じて、手引き・事例集をとりまとめる。
杉並区	要配慮者のうち、事前に個人情報の関係機関への提供に同意いただいた方（地域のネットワーク制度登録者）について、民生委員が個別支援計画を作成しているが、その作成が難しい。	課題をふまえ、登録者の担当ケアマネジャー及び障害者相談支援専門員が個別計画を策定できるように変更した。
練馬区	安否確認の担い手の不足が想定され、地域ごとにその体制も異なる。	災害時要援護者名簿を避難拠点に設置し、安否確認を行うしくみを構築している。名簿の未登録者については、被害甚大地域を優先し、区職員が安否確認を行うしくみを構築している。
府中市	地域とのつながりが薄い要配慮者の避難誘導や避難所生活、在宅避難生活に不安がある。	市内11文化センター圏域ごとに、自治会・町会・管理組合の代表者で構成する自主防災連絡会を立ち上げ、地域における要配慮者支援をすすめていく。
国立市	要配慮者支援には地域の方の協力が不可欠だが、高齢化の状況もあり、新しい若手の地域支援者の発掘が課題となっている。	実際に要配慮者の安否確認訓練を行っている自治会は、複数の支援者が何度も要配慮を訪問しないよう、一度確認したら玄関先にリボンを結ぶ取組みをしている。

集計結果

(回答数：区市町村)

1-1 応急期の要配慮者に想定されるリスク

応急期に想定されるリスク（複数回答）

	全体	リスク								
		ひとり暮らしの要配慮者が多く、避難誘導が難しい。	日中独居の要配慮者が多く、時間帯によっては、避難誘導が難しい。	避難支援等関係者に比して要配慮者が多く、時間帯等災害発生時の条件によっては、避難誘導が難しい。	高層の集合住宅に住む要配慮者が多く、避難誘導が難しい。	住民の入れ替わりが多く、避難行動要支援者名簿による避難誘導が難しい。	要配慮者が地域のなかで見えにくく住民同士の助け合いが成り立ちにくい。	特に一般的に想定されるリスクと大きくは異なる。	その他	
区 部	22	回答数	17	13	18	12	5	15	5	3
		100%	77.3	59.1	81.8	54.5	22.7	68.2	22.7	13.6
市 部	26	回答数	15	11	14	8	5	8	12	0
		100%	57.7	42.3	53.8	30.8	19.2	30.8	46.2	0.0
町村部	10	回答数	4	2	2	0	0	0	5	1
		100%	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	50.0	10.0
計	58		36	26	34	20	10	23	22	4
%	100.0		62.1	44.8	58.6	34.5	17.2	39.7	37.9	6.9

1-2 復旧期の要配慮者に想定されるリスク

復旧期に想定されるリスク（複数回答）

	全体	リスク						その他
		福祉施設（通所）や訪問系事業所等を利用して在宅生活が成り立っている要配慮者が多く、当該サービスが休止すると一般避難所や在宅での避難生活を継続することが難しい。	入所機能をもつ福祉施設が満床または少なく、在宅で生活していた重度の要配慮者の緊急受入れが難しい。	要配慮者が点在しており、ガソリン不足などで車が使えないと、在宅避難等の要配慮者への訪問を伴う状況把握や支援が難しい。	一般避難所では避難生活が難しいと思われる要配慮者が多い。	特に一般的に想定されるリスクと大きくは異なる。		
区 部	22	回答数	13	16	4	11	6	1
		100%	59.1	72.7	18.2	50.0	27.3	4.5
市 部	26	回答数	13	13	7	10	11	1
		100%	50	50	26.9	38.5	42.3	3.8
町村部	10	回答数	3	3	3	0	4	1
		100%	30.0	30.0	30.0	0.0	40.0	10.0
計	58		29	32	14	21	21	3
%	100.0		50.0	55.2	24.1	36.2	36.2	5.2

1-3 応急期の供給体制の課題

応急期の供給体制の課題（複数回答）

	全体	福祉施設・事業所の職員が施設・事業所の近くに居住していないことが多く、参集できる人材が不足する。 福祉施設・事業所に子育て中の職員が少なくなると、保育所が休止すると参集できる人材が不足する。 福祉施設の構造が平屋ではなく、電気が止まると施設機能に大きな支障が生じる。 小規模な事業所や一般の建物に併設した事業所が多く、耐震性やライフラインの確保に不安がある。 福祉施設（通所）が多く、発災する時間帯によっては送迎に課題がある。 特に一般的に想定されるリスクと大きくは異なる。 その他													
		回答数	100%	回答数	100%	回答数	100%	回答数	100%						
区部	22	15	68.2	5	22.7	12	54.5	8	36.4	11	50.0	3	13.6	2	9.1
市部	26	8	30.8	4	15.4	8	30.8	4	15.4	5	19.2	17	65.4	2	7.7
町村部	10	3	30.0	0	0.0	2	20.0	0	0.0	1	10.0	6	60.0	1	10.0
計	58	26	44.8	9	15.5	22	37.9	12	20.7	17	29.3	26	44.8	5	8.6
%	100.0														

1-4 復旧期の供給体制の課題

復旧期の供給体制の課題（複数回答）

	全体	想定される要配慮者に対して福祉避難所や福祉施設による緊急受入れで対応できる人数に限界がある。 福祉施設（通所）・事業所が休止する可能性が高く、再開に時間がかかる。 福祉施設・事業所のスペースに限りがあり、十分な日数分の備蓄品を確保することが難しい。 交通手段が確保されないと、福祉施設・事業所に出勤可能な人員体制が確保できない。 特に一般的に想定されるリスクと大きくは異なる。 その他											
		回答数	100%	回答数	100%	回答数	100%	回答数	100%				
区部	22	18	81.8	13	59.1	14	63.6	12	54.5	4	18.2	2	9.1
市部	26	14	53.8	8	30.8	8	30.8	3	11.5	15	57.7	2	7.7
町村部	10	5	50.0	2	20.0	2	20.0	2	20.0	3	30.0	4	40.0
計	58	37	63.8	23	39.7	24	41.4	18	31.0	23	39.7	4	6.9
%	100.0												

2-2 供給体制を確保するための工夫（人材等のソフト面）

人材等のソフト面の維持・確保（複数回答）

	全体		福祉施設・事業所職員が近隣に居住できるよう家賃等の補助を出している。	介護・福祉等の専門的な人材の派遣について他の自治体と協定を締結している。	福祉施設・事業所間で人材の相互派遣について協定を締結するよう推進している。	休止した福祉施設・事業所の人材の再活用を想定している。	現在のところ、特段に有効な方策は行っていない。	その他
	区部	22	回答数	1	3	1	0	12
		100%	4.5	13.6	4.5	0.0	54.5	27.3
市部	26	回答数	0	0	2	0	22	4
		100%	0	0	7.7	0.0	84.6	15.4
町村部	10	回答数	0	0	0	0	10	0
		100%	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
計	58		1	3	3	0	44	10
%	100.0		1.7	5.2	5.2	0.0	75.9	17.2

2-3 供給体制を確保するための工夫（設備・環境等のハード面）

設備・物資・機器、情報等のハード面の維持・確保（複数回答）

	全体		福祉施設・事業所の耐震化を支援している。	福祉施設・事業所の非常用電源の確保を支援している。	福祉施設・事業所の備蓄品の確保を支援している。	物資や機器を優先的に確保するための協定を締結している。	福祉施設・事業所との通信手段が確保できるようにしている。	一般避難所に要配慮者の対応ができるスペースを確保している。	現在のところ、特段に有効な方策は行っていない。	その他
	区部	22	回答数	2	5	10	3	12	7	3
		100%	9.1	22.7	45.5	13.6	54.5	31.8	13.6	4.5
市部	26	回答数	1	2	5	8	8	10	8	1
		100%	3.8	7.7	19.2	30.8	30.8	38.5	30.8	3.8
町村部	10	回答数	0	1	0	0	0	0	9	0
		100%	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0
計	58		3	8	15	11	20	17	20	2
%	100.0		5.2	13.8	25.9	19.0	34.5	29.3	34.5	3.4

2-6 災害時の要配慮者におけるNPO・NGOへの期待

要配慮者への支援について、専門的なスキルを有するNPO・NGO等の民間支援団体に期待すること（複数回答）

	全体		福祉施設・事業所への人的支援（専門職）	福祉避難所への人的支援（専門職）	要配慮者の安否確認	要配慮者のニーズ把握	要配慮者に対する物資に関する支援	コミュニケーションに課題のある要配慮者への情報提供	さまざまな支援に関する情報提供	広域での避難者の搬送支援	広域での避難者の受入れ	その他
	区部	22	回答数	19	21	9	8	10	13	7	12	9
		100%	86.4	95.5	40.9	36.4	45.5	59.1	31.8	54.5	40.9	13.6
市部	26	回答数	15	21	15	13	13	16	16	12	12	0
		100%	57.7	80.8	57.7	50.0	50.0	61.5	61.5	46.2	46.2	0.0
町村部	10	回答数	3	6	1	1	1	0	2	4	5	0
		100%	30.0	60.0	10.0	10.0	10.0	0.0	20.0	40.0	50.0	0.0
計	58		37	48	25	22	24	29	25	28	26	3
%	100.0		63.8	82.8	43.1	37.9	41.4	50.0	43.1	48.3	44.8	5.2

3-1 福祉避難所の整備目標数の算出

福祉避難所の整備する数（数値）（複数回答）

	全体		避難行動要支援者名簿の対象者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し必要数を設定	避難行動要支援者名簿の登録者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し必要数を設定	区市町村で想定する避難者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し必要数を設定	指定できるところや協力が得られる施設等に依頼して設定	その他
		回答数					
区 部	22	回答数	1	0	1	20	3
		100%	4.5	0.0	4.5	90.9	13.6
市 部	26	回答数	0	1	1	21	2
		100%	0.0	3.8	3.8	80.8	7.7
町村部	10	回答数	0	0	0	4	2
		100%	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0
計	58		1	1	2	45	7
%	100.0		1.7	1.7	3.4	77.6	12.1

3-2 福祉避難所の整備状況

福祉避難所の設置状況（数値）

（単位：カ所数）

	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	児童福祉施設	その他福祉施設	特別支援学校	小中学校	公民館	その他
区 部	373	175	67	2	30	1	21	77
市 部	216	101	69	19	13	8	2	97
町村部	18	7	0	0	0	0	0	3
計	607	283	136	21	43	9	23	177

3-4 福祉避難所の設置・運営に関する役割分担

(1) 福祉避難所の受入れ避難者の調整（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	回答数					
区 部	22	回答数	19	5	0	2
		100%	86.4	22.7	0.0	9.1
市 部	26	回答数	19	5	0	5
		100%	73.1	19.2	0.0	19.2
町村部	10	回答数	4	0	0	2
		100%	40	0	0	20
計	58		42	10	0	9
%	100.0		72.4	17.2	0.0	15.5

(2) 福祉避難所の設置に必要なスペースの提供（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	回答数					
区 部	22	回答数	2	21	0	1
		100%	9.1	95.5	0.0	4.5
市 部	26	回答数	3	21	1	3
		100%	11.5	80.8	3.8	11.5
町村部	10	回答数	1	4	0	2
		100%	10.0	40.0	0.0	20.0
計	58		6	46	1	6
%	100.0		10.3	79.3	1.7	10.3

(3) 一般避難所から福祉避難所への移送（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	回答数					
区 部	22	回答数	13	2	8	7
		100%	59.1	9.1	36.4	31.8
市 部	26	回答数	12	3	6	9
		100%	46.2	11.5	23.1	34.6
町村部	10	回答数	3	0	2	3
		100%	30.0	0.0	20.0	30.0
計	58		28	5	16	19
%	100.0		48.3	8.6	27.6	32.8

(4) 福祉避難所における介護・見守り（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	区部	22	回答数	4	18	10
		100%	18.2	81.8	45.5	18.2
市部	26	回答数	5	12	4	8
		100%	19.2	46.2	15.4	30.8
町村部	10	回答数	1	3	0	3
		100%	10.0	30.0	0.0	30.0
計	58		10	33	14	15
%	100.0		17.2	56.9	24.1	25.9

(5) 介護・福祉等の専門職ボランティアの手配（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	区部	22	回答数	17	2	1
		100%	77.3	9.1	4.5	18.2
市部	26	回答数	15	2	4	8
		100%	57.7	7.7	15.4	30.8
町村部	10	回答数	3	0	0	3
		100%	30.0	0.0	0.0	30.0
計	58		35	4	5	15
%	100.0		60.3	6.9	8.6	25.9

(6) 必要となる物資の調達・手配（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	区部	22	回答数	20	4	0
		100%	90.9	18.2	0.0	9.1
市部	26	回答数	22	3	0	3
		100%	84.6	11.5	0.0	11.5
町村部	10	回答数	3	0	0	3
		100%	30	0	0	30
計	58		45	7	0	8
%	100.0		77.6	12.1	0.0	13.8

(7) 食事の提供等日常生活維持のための支援（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	区 部	22	回答数	10	14	5
		100%	45.5	63.6	22.7	27.3
市 部	26	回答数	12	9	1	8
		100%	46.2	34.6	3.8	30.8
町村部	10	回答数	2	1	0	2
		100%	20.0	10.0	0.0	20.0
計	58		24	24	6	16
%	100.0		41.4	41.4	10.3	27.6

(8) その他（複数回答）

	全体		区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他	現時点で役割分担はしていない
	区 部	22	回答数	0	1	0
		100%	0.0	4.5	0.0	0.0
市 部	26	回答数	0	0	0	1
		100%	0.0	0.0	0.0	3.8
町村部	10	回答数	0	0	0	0
		100%	0.0	0.0	0.0	0.0
計	58		0	1	0	1
%	100.0		0.0	1.7	0.0	1.7

3-5 福祉避難所の設置・運営に備えて、あらかじめ行っていること（複数回答）

	全体	貴区市町村独自に福祉避難所の設置・運営に関するマニュアル等を整備している。	貴区市町村内の福祉避難所に位置している福祉施設を福祉避難所を設置・運営するためのマニュアル等を整備する支援をしている。	福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている。	福祉避難所における介護・医療等の物資の確保のために協定等を結んでいる。	福祉避難所を運営するための人材の確保に関する協定等を結んでいる。	避難行動要支援者の名簿を福祉避難所に位置している施設と共有している。	区市町村と福祉避難所に位置した福祉施設との間で定期的に情報交換や意見交換の場を設けている。	その他	特になし
区部	22	回答数 12 100% 54.5	6 27.3	13 59.1	5 22.7	3 13.6	0 0.0	6 27.3	2 9.1	2 9.1
市部	26	回答数 4 100% 15.4	6 23.1	6 23.1	7 26.9	4 15.4	2 7.7	3 11.5	2 7.7	9 34.6
町村部	10	回答数 1 100% 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	4 40.0
計	58	17	12	19	12	7	2	10	4	15
%	100.0	29.3	20.7	32.8	20.7	12.1	3.4	17.2	6.9	25.9

4-1 福祉避難所以外による要配慮者支援対策の取組み状況（複数回答）

	全体	一般避難所における要配慮者受入れや支援対策のマニュアル・ガイドラインの作成・整備を支援している。	避難行動要支援者の名簿を一般避難所の運営にかかわる団体と共有している。	一般避難所で要配慮者支援の視点に立った運営体制やルール作りを行うことができるよう、一般避難所の運営にかかわる団体に研修会・勉強会等を開催している。	一般避難所で要配慮者の支援・受入れのための訓練をしている。	一般避難所における介護・医療等の物資を備蓄している。	一般避難所における介護・医療等の物資が不足した場合の確保の手段を定めている。	やむを得ない理由により避難所に滞在できない在宅避難者の要配慮者の安否確認をする主体(団体・機関等)を定めている。	やむを得ない理由により避難所に滞在できない在宅避難者の要配慮者のニーズ把握や支援(情報提供、食糧・物資提供、医療・福祉サービス提供等)を行う主体(団体・機関等)を定めている。	要配慮者の広域避難が必要になった場合の、貴区市町村外の避難先をあらかじめ想定している。	その他	特になし
区部	22	回答数 10 100% 45.5	11 50.0	5 22.7	8 36.4	12 54.5	6 27.3	4 18.2	4 18.2	0 0.0	0 0.0	2 9.1
市部	26	回答数 12 100% 46.2	7 26.9	8 30.8	8 30.8	19.2 30.8	8 30.8	5 19.2	4 15.4	0 0.0	1 3.8	4 15.4
町村部	10	回答数 2 100% 20.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 70.0
計	58	24	19	13	16	19	14	9	8	0	1	13
%	100.0	41.4	32.8	22.4	27.6	32.8	24.1	15.5	13.8	0.0	1.7	22.4

大都市東京の特性をふまえた
災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する
区市町村アンケート 報告書



平成 29 年 2 月

【問合せ先】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

総務部企画担当 森純一・高橋

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03(3268)7171 FAX 03(3268)7433

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>